



前橋市報社 前橋市柳町1番地 松田徳松 印刷所 前橋市役所印刷部 印刷所 前橋市役所印刷部

八月二日・知事選挙には

もれなく投票しましょう

来る八月二日(土曜)知事選挙が行われることになりました。投票は午前七時から午後六時まで、本市では二十ヶ所に投票所を設けます。明るい縣政、立派な群馬縣を築くため、一人ももれなく投票しましょう。

皆さんの貴重な権利は

清く正しく棄てないで

二 公明運動の目指す意義二

この知事選挙はわが國が独立國となり、「公明選挙」の運動開始以來初めてのものであるだけに、その意義が一入深いわけですが、「公明選挙」運動とは、一体どういう運動かといふと、これは日本の民主化を、政治、経済、

社会の各方面にわたつて強力に推進しようとする民主化徹底運動が、憲法條約精神を機會に各方面で展開されつゝあるのと相呼應して、民主政治の根源である選挙の刷新をはかろうとするもので運動の目標とするところ

は、選挙は、民主政治の根幹であり選挙の腐敗は、即ち政治の腐敗である。政治の腐敗は政治と國

候補者の選択は公正に

立会演説会は二十八日に開催

候補者の選択が、住みよい自治体をつくるか、悪政になやまされるかの瀬戸際です。そのためには、政見や、経歴や、政見を知ることにつとめ、演説会等で候補者の人物観見についての知識を深め、自分自身の判断により、候補者を決定しなければなりません。いよいよ買収とか情実にとられて、公正な判断をおやまるようになれば、私達の生活を破壊にみちびく原因になるのです。本市の候補立会演説会は次の通り開催されます。

七月二十八日午後二時から 市立女子高等学校
同 午後八時から 教育會館

投票できる人と 選挙人名簿について御注意

◇日本國民で年令満二十才以上の者で三月以來その市町村の区域に住居を有している者は、原則として選挙権があります。選挙権を行使するためには選挙人名簿に登録されていなければなりません。投票日に選挙人名簿に登録されていなければ、たとえ選挙権があつても選挙人名簿を訂正することはできません。従つて投票することはできませんので、いるかどうかを確認して、若し洩れていたらその旨申出て登録されるようにして貰いましょう(今回の補充選挙人名簿の申請について別紙に詳しく記してあります)◇尚右登録申請による新補充名簿は開製後七月二十一日から三日間離覽に供しますからその期間中最非御覽の上登録されているかどうかしめて下さい。

選挙公報の配布

候補者掲載を七月二十五日から三十日まで、候補者の氏名、経歴、政見、等印刷した選挙公報を縣委員會で印刷し、それを毎戸に配布致しますから、御覽下さい。

明るい政治は 正しい一票から

続き前橋市内に住居を定めている人です。登録申請期間は来る十七日までです。ですから、まだ登録されない方は本人又は同居の親族の方が、市選挙管理委員會(臨江閣)にお出向きの上、早く手続きをして下さい。なおその際は認印をぜひ御持参願います。又従来選挙違反その他の關係で選挙権を停止されていた人も、四月二十八日政令一七七号で公布され即日施行された大赦令により復権しましたから、右により復権した方は補充選挙人名簿に登録を申請して、清き一票の権利を行使して下さい。

み、金権や情実を徹底的に追放して、政界乃至選挙の浄化をはかる。というにあります。この「公明選挙」運動は、次の衆議院議員総選挙まで引続き行われますが、年度の知事選挙は、「公明選挙」運動の試金石でもありますので、明るく正しく、理想的に選挙が行われます様、市民有権者皆さんの御協力を望みます。

新たに登録を申請するには
大赦令の復権者にも権利

今補充選挙人名簿の登録申請を受けておられますがこの登録申請に該当する人は、昭和七年八月三日以前に生れた人で、本年五月三日以前から引

投票所は二十カ所に

▽従來の投票区域は一部変更

- 選挙当日、本市の投票所は二十ヶ所に設置されますが、その場所及び区域は、今回一部改正され、次の通り決定しました。(カツニ内は設置場所、下の数字は、昨年十二月二十日現在の有権者概数)
- ▽第一(桃井小学校) 曲輪町、南曲輪町、石川町(二、九一五名)
 - ▽第二(神明保育所) 堅町、北曲輪町、神明町(二、四四九)
 - ▽第三(前橋商工会議所旧館) 田町、連盛町、本町、相生町、片貝町(二、二〇八)
 - ▽第四(第一中学校) 四〇紅雲町、町、東町(二、六八二)
 - ▽第五(城南小学校) 四二前代田町、四三前代田町、市之坪町(二、一五七)
 - ▽第六(城南小学校) 四六六供町、四七六供町、天川原町(二、七一八)
 - ▽第七(第二中学校) 二七一毛町、二八二毛町(二、五八九)
 - ▽第八(第一保育所) 三二清王寺町、三三清王寺町、九九七
 - ▽第九(城南小学校) 栄町、諏訪町、東町(二、六八二)
 - ▽第十(天川小学校) 天川町、高田町(二、五四〇)
 - ▽第十一(大生相互銀行) 豊町、豊町、稲屋町、桑町、横山町、立川町(二、八七〇)
 - ▽第十二(第一中学校) 堀川町、田中町(二、五二八)
 - ▽第十三(中川小学校) 中川町、巨野町、大塚町(三、〇六四)
 - ▽第十四(市立女子高等学校) 新町、芳町(二、八六〇)
 - ▽第十五(明和女子高等学校) 國領町(二、六七五)
 - ▽第十六(第三中学校) 向町、細

投票についての御注意

投票には候補者の氏名一人だけ書いて下さい

どういふ投票が無効になるか

投票所は午前七時に開き午後六時に閉じることになって居りますから、入場券を持って投票所に行き投票用紙の交付を受けて、最も適任者と信ずる者(候補者)を一人選り投票用紙に書いて投票箱へ入れるのであります。しかし次のような投票は無効になりますので御注意下さい。

- ①投票所で交付された投票用紙以外の紙を用いた場合
- ②候補でないものを書いた場合
- ③一枚の紙に二人以上の候補者

不在投票のできる人

投票は、選挙の当日投票所で投票するのが原則であります。特殊の職業に従事しているものや、病人や拘禁中の刑事被告人及び被疑者などは、この原則を貫くと選挙権はあつても投票の行使ができないこととなりますので、これらの選挙人の便宜を考慮して、廣く選

挙権の行使をさせるのが、不在投票の制度であります。不在投票のできる者は次の選挙人であり、選挙人がその属する投票区のある都市の区域外において職務又は業務に従事中であるべきこと。

ある都市の区域外に旅行又は滞在であるべきこと。
②選挙人が疾病、負傷、にんしん若しくは、その他に於けるため歩行若しくは困難であるべきこと、又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

- ▽第一(数島小学校) 蘇町、野平町(二、三二四)
- ▽第十八(第三中学校) 三八岩神町(二、四九五)
- ▽第十九(第三中学校) 三七岩神町(二、〇四八)
- ▽第二十(若宮小学校) 三三才川町、三四才川町(三、三二二)

投票率の優秀な町を今年も表彰

本市は従来各種選挙に際し、皆さの御協力により、優秀な成績をあげて参りましたが、今年もなお一層よい成績をあげるため、優秀な投票率をあげた町を市選挙管理委員会から表彰することになりました。

不在投票をするには

不在投票をしようとするものは、投票用紙及び封筒の交付を選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日まで、に選挙人の登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に、直接又は郵便によつて請求するのであります。職務若しくは

選挙運動の制限や禁止事項

選挙運動は、能く限り自由とするのが建前ですが、自由にかせられたり、選挙の公正を害し、他の候補者の選挙運動を妨害するようなるものは制限され禁止されておられます。この制限や禁止に反する選挙運動は「違反」になるわけです。違反になる運動は、大体次の通りです。それから違反にならない様充分御注意下さい。

- ①候補者又は選挙運動員等より金銭とか、物品をもらうとかきよう、賄賂を受けたとき。
- ②選挙人、候補者、選挙運動員等に暴行若しくは威力を加え又はかい引したとき。
- ③多量集合して選挙の自由を妨害したとき。
- ④選挙に關し凶器を携帯したとき。
- ⑤選挙期日告示前の選挙運動をしたとき。

不在投票をなさる方への御注意

一、本人自身が不在投票をなさる方は投票所入場券証明書及び印鑑を持参すること。
二、病氣又は産褥にある等のため不在投票をなさる方は医師又は助産婦の証明書及び投票所入場券と同居の親族の署名であることを証する「主要食糧購入通帳」と印鑑を持参すること。
以上の点を特に御注意下さい。

開票所も二十カ所

本市の開票所は廿ヶ所ですが、開票所も廿ヶ所と昨日午後六時世分から開票します。